



大学発 スタートアップ支援の ご案内

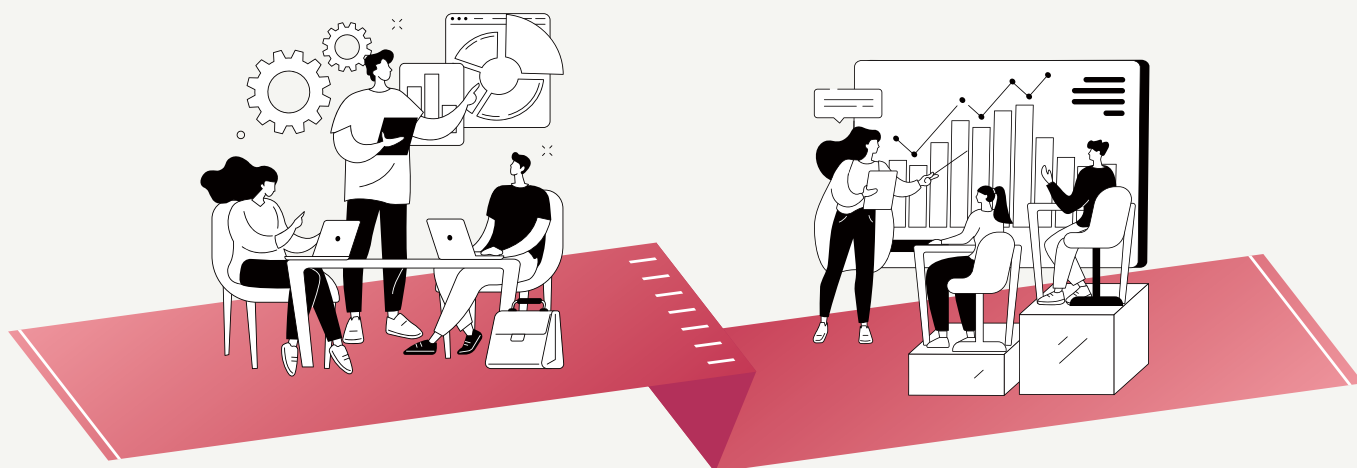


はじめに

— 大学発スタートアップ支援について —

一橋大学では、本学の研究・教育成果の事業化・実業化を含め起業を目指す本学の学生・卒業生及び教職員等に対する様々な支援を行っています。

本学におけるスタートアップ支援体制の構築と推進にとどまらず、多摩地域の大学、自治体、企業、金融機関、地域住民、そして本学卒業生などを巻き込み、社会課題の解決を中心としたインパクトスタートアップのエコシステムを構築します。また、スタートアップを担う人材として、アイデアと技術を創造する人材および経営を支える人材の育成・支援を行っていきます。



目次

- P.1… はじめに —大学発スタートアップ支援について—
- P.2… 一橋大学インキュベーション・ベース(HIB)について
- P.3… 一橋大学発ベンチャー／一橋大学発学生ベンチャー称号授与制度について
- P.4… 兼業について
- P.5… 利益相反について
- P.6… 一橋大学基金「大学発スタートアップ創出支援基金」について

1

一橋大学インキュベーション・ベース(HIB)について

学外に「一橋大学インキュベーション・ベース(HIB)」を整備し、専任人材を配置することで、学生や教員からの起業に関する相談に対応するとともに、利用者同士の交流を促進しています。また、HIBにおいてスタートアップ支援イベントを開催することにより、学内外のスタートアップへの関心と理解の向上を図っています。

起業を目指す方・起業に関心のある方のサポートを行っていますので、ぜひご利用ください。

施設利用案内

利用者範囲

- ・「一橋大学発ベンチャー／一橋大学発学生ベンチャー」に認定された法人の役員・従業員
- ・起業している／将来起業を考えている一橋大学の学部生・大学院生(卒業生・修了生含む)・役員・教職員
- ・一橋大学が開催したスタートアップ・起業関連イベントの参加者で、他大学の学部生・大学院生
- ・その他施設管理者が認めた者

住所・利用可能時間

東京都国立市東 1-15-11 448ビル 3F
SEEDPLACE 内
平日 9:30 ~ 17:30

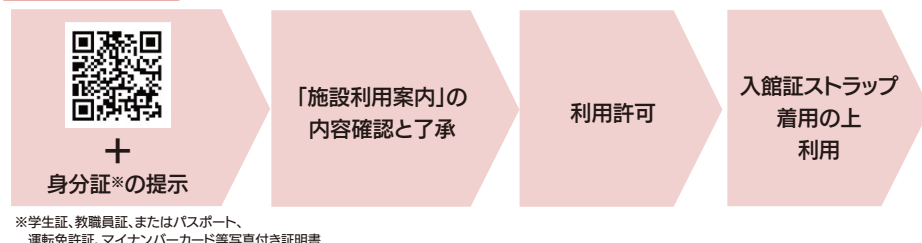
禁止事項

- ・カフェ利用、試験勉強、自習目的の利用
- ・宿泊
- ・大声で騒ぐ等他の利用者の迷惑になる行為

登録／利用手続

- ・来館時、利用者情報登録及び施設管理者の許可が必要です。
- ・利用時は入館証ストラップを着用し、退出時に受付に返却してください。
- ・「施設利用案内」の内容を理解・了承した上でご利用ください。
- ・ルール違反があった場合には、利用資格を制限または利用許可を取り消します。

利用者情報登録



支援内容

- 専任人材による起業・経営相談(予約制)

毎週水曜日／金曜日

①14:00 ~ ②15:00 ~ ③16:00 ~

※各回 40 分

- スタートアップ支援イベントの開催
- ネットワーキング交流会の開催

レイアウト

一橋大学利用スペース(ピンク部分)をご利用いただけます。



【大学発スタートアップ支援】
に関するお問合せ

一橋大学スタートアップ支援室

E-mail : startup-support@ad.hit-u.ac.jp

ウェブサイト : <https://www.hit-u.ac.jp/kenkyu/startups/index.html>



ウェブサイト

2

一橋大学発ベンチャー／一橋大学発学生ベンチャー 称号授与制度について

一橋大学では、本学の研究成果、技術又は人的資源を活用して起業したベンチャー企業（以下「ベンチャー企業」という。）に対して称号を授与することにより、本学とベンチャー企業との関係を明確にするとともに、本学とベンチャー企業との連携を通じて、本学の研究成果等を社会に発信することを目的として、「一橋大学発ベンチャー／一橋大学発学生ベンチャー」の認定を行っています。

認定ベンチャーへの支援内容

- 1 一橋大学発ベンチャー／一橋大学発学生ベンチャーロゴマークの使用許可
- 2 インキュベーション施設等の利用許可
- 3 本学の施設の商業登記許可
- 4 郵便物等の収受の便宜
- 5 本学主催の各種イベント、広報誌等での広報
- 6 本学等が実施するベンチャー支援関係イベントについて案内・参加促進

ロゴマーク



一橋大学発ベンチャー



一橋大学発学生ベンチャー

申請資格

以下のいずれかに該当する者を発起人又は起業時に中心的な役割を担う者とし、本学で得られた研究成果、技術又は人的資源を活用し、新たな技術又はビジネス手法を基に起業した企業

- 1 本学の役員又は教職員
- 2 過去に本学の学生（一橋大学学則第5章に定める者を除く。以下同じ。）として在籍していた者であって、卒業、修了又は退学後1年を経過しないもの
- 3 申請時に本学の学生として在籍する者



【大学発ベンチャーの認定】
に関するお問合せ

総務部広報・社会連携課
総務・社会連携係

E-mail : res-ex.ml@ad.hit-u.ac.jp
TEL : 042-580-8059
ウェブサイト : <https://www.hit-u.ac.jp/kenkyu/startups/index.html>



詳しくはこちら

3

兼業について

大学発ベンチャーの起業に際し、教員自らが発起人又は起業時に中心的な役割を担う者となるケースがありますが、その際には事前に学長による兼業の許可を受ける必要があります。また、発起人又は起業時に中心的な役割を担う者に加え、一橋大学発ベンチャー企業における兼業(役員等)を行おうとする場合も事前に学長による兼業の許可を受ける必要があります。

本学の兼業手続きは「国立大学法人一橋大学職員兼業規程」により定められていますが、兼業の内容等によりご提出いただく書類が異なります。ここでは＜民間企業の役員、アドバイザリーボード・メンバー等要職に就くもの＞に関する兼業手続きについて記載します。

申請書類の提出期限

原則 2 か月前まで

必要書類

- 本学学長宛の依頼状(任意の様式※で結構です。また、押印は不要です。)
- 兼業先の寄付行為、定款等
- 兼業先の組織図等
- 兼業先の監査報告書等
- 兼業先の会社案内(パンフレット)
- その他参考となる資料(適宜)

※依頼状には職員が就こうとする職名及び職務内容、予定従事時間(従事期間、従事回数、1回あたりの所要時間)、報酬額、事務担当者連絡先、本学からの回答の可否を明記してください。

注意 点

本学では、代表取締役の兼業は認められていません。



【兼業】
に関するお問合せ

所属先の総務係
又は
総務部人事課労務係

E-mail : jinji-roumu@ad.hit-u.ac.jp
TEL : 042-580-8028



詳しくはこちら

4

利益相反について

利益相反とは、教職員等が産学官連携活動に伴って利益を得る行為と、教育・研究という本学における教職員等としての責務とが相反する状況、又は教職員等が産学官連携活動に伴って企業等に職務遂行義務を負っていて、本学における職務専念義務と企業等に対する職務遂行義務とが両立しがたい状況をいいます。

大学発ベンチャーに当てはめると、「大学の教職員（研究者）としての責任と利益」と「ベンチャー企業の関係者としての責任と利益」が相反する状態となります。大学発ベンチャーは大学の研究活動の延長線上にあることが多いため、エフォート、研究資金や知的財産権、物品・人材等の重複や混同が生じやすくなります。教職員が大学発ベンチャーの経営に関与する場合はなおさらです。

産学連携活動において利益相反状態が生じることは日常的であり、それ自体は問題ではありません。外部から見たときに、大学の教職員としての責務（教育・研究・社会貢献）を疎かにして、大学発ベンチャーに資する活動に注力していると疑われるようなことがないように、利益相反マネジメントが必要です。

具体的な利益相反マネジメント事例

情報開示

利益相反状態にある大学発ベンチャーとの関係（共同研究や知的財産権のライセンス等）をきちんと開示することで、透明性を確保することができます。

マネジメント体制の構築

大学の研究と大学発ベンチャーの判断や予算執行を同じ人物が行う場合、容易に一方の利益を誘導することができます。このような個人の意図的な判断を排除できる人員配置、エフォート管理、監査等のマネジメント体制を整備します。

マネジメントの事例として、例えば、大学と共同研究等を行う場合には、大学発ベンチャーにおいて業務決定権限のある役職から外れる、人材の重複が避けられない場合には、エフォート管理を行う第三者が研究進捗等を監督する等の方法が考えられます。

一橋大学では利益相反マネジメントポリシー及び利益相反マネジメント規則を定め、教職員等の利益相反を適切に管理し、教職員等が安心して教育・研究、産学官連携活動に取り組むことができるよう、利益相反マネジメントを実施しています。

大学発ベンチャーの設立時には、教職員と大学発ベンチャーとの関係性について「利益相反自己申告書」により大学に届出てもらい、利益相反状態とマネジメント方法等について大学組織として確認を行います。



【利益相反】
に関するお問合せ

総務部広報・社会連携課総務・社会連携係

E-mail : hit-coi@ad.hit-u.ac.jp
TEL : 042-580-8059



詳しくはこちら

一橋大学基金「大学発スタートアップ創出支援基金」について

一橋大学では「大学発スタートアップ創出支援基金」を設立いたしました。本基金は、起業を志す学生や教職員等の挑戦を後押しして、革新的なアイデアをビジネスに具現化させ社会的価値創造に繋げるため、そして将来のスタートアップ経営人材やスタートアップ支援人材を育成するための環境整備を目的としています。

「大学発スタートアップ創出支援基金」のご案内

大学発スタートアップ支援の取組みを拡大することにより、スタートアップによる社会的価値の創造を支援し、「Captains of Industry」たる次世代の経営人材を育成します。

基金の使途

項 目	内 容
産学連携	・ インキュベーション・スペースの整備 ・ スタートアップ支援専任人材の雇用 ・ シーズ掘り起こしのためのイベントの開催 ・ ネットワーキング交流会の開催

大学発スタートアップ創出支援基金は、次のように活用させていただきます。

1 インキュベーション・スペースの整備

日常的に起業に関する相談を受けられたり、スタートアップ創出に向けたイベントを開催したり、起業に関心を持つ者同士が交流しネットワークを形成できる場としてインキュベーション・スペースを整備し、それを維持管理するために活用いたします。

2 スタートアップ支援専任人材の雇用

インキュベーション・スペースに常駐し、利用者からの起業に関する相談を受けたり、イベントの企画運営をしたり、利用者同士の交流を促進するなど、スタートアップ支援のための専任人材を雇用するために活用いたします。

3 シーズ掘り起こしのためのイベントの開催

スタートアップへの関心と理解の向上を図り起業マインドを醸成するとともに、事業化ポテンシャルのあるシーズを発掘し洗練化させるためのイベントを企画・開催するために活用いたします。

4 ネットワーキング交流会の開催

本学のみならず、多摩地域を中心とした大学、企業・金融機関、自治体、地域住民を含むネットワークを形成し、組織的なスタートアップ支援体制を構築し、スタートアップの生成・成長の促進のみならず、多摩地域の一層の活性化に寄与できるように、ネットワーク交流会を企画・開催するために活用いたします。

寄付のお申し込み

一橋大学基金ウェブサイトよりお申し込みください。



寄付する

をクリックしていただくと、入力画面が表示されます。

一橋大学基金ウェブサイト
「大学発スタートアップ創出支援基金」



【寄付】
に関するお問合せ

一橋大学基金事務局

E-mail : kikin@ad.hit-u.ac.jp
TEL : 042-580-8888
ウェブサイト : <https://www.kikin.ad.hit-u.ac.jp>



ウェブサイト



大学発スタートアップ支援

発行・相談窓口

一橋大学スタートアップ支援室

〒186-8601 東京都国立市中 2-1

TEL : 042-580-8059

E-mail : startup-support@ad.hit-u.ac.jp

ウェブサイト : <https://www.hit-u.ac.jp/kenkyu/startups/index.html>

2025年8月発行